

# 平成29年度包括外部監査(指定管理者制度に関する事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要	
第3	全般的事項・共通事項に関する監査結果と意見
4.	指定管理料に係る積算
	(2) 今後のありかた(意見)
	積算を行っていない協定は、予算書の妥当性のチェックが十分とはいえない。 評価項目の一つとして経費削減効果があり、積算額は予算提出額が経費削減を図ったものになっているか否かの判定を行う際の指標になる。 他市において、ガイドライン等で積算の概要(積算項目、算定方法等)を定めているものもあり、旭川市でも積算のあり方について、検討することが必要である。
7.	自主事業について
	(4) 自主事業の黒字を考慮した指定管理料の算定(意見)
	自主事業における黒字の取扱いについての定めはない。 自主事業は、公の施設管理を行うことに付随して実施できる事業であることから、利益の一定割合は市に還元すべきであり、指定管理料の引下げに活用すべきである。 こうした方針を明確にすることが望ましいといえる。
	(5) 黒字と赤字の自主事業がある場合(意見)
	自主事業費用には指定管理料の流用は認めないとされているが、黒字と赤字の自主事業がある場合、全ての自主事業収支を合算し、判断を行うべきと考える。 また、合算した自主事業収支が黒字の場合は、その黒字額を指定管理料算定に反映させるべきと考える。
第4	個別施設等に関する監査結果と意見
25.	市営牧場
	(3) 今後の事業見通し
	② 存在意義について(意見)
	現在施設所管部では牧場の規模を縮小して運営していくことを検討しているが、今後、事業規模を小さくすることで赤字幅が膨らむようであれば、継続して事業を行う必要があるのかを検討すべきであろう。